

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

### 大規模災害からの復興に関する法律について

本日、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「法」という。）が公布され、一部の規定を除き、施行されました。

貴職におかれましては、下記の内容を御理解の上、大規模災害からの復興対策に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 第一 法制定の経緯及び趣旨

この法律は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するための災害対策法制の見直しの一環として、昨年 6 月に行った災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）に引き続き、さらなる法制上の措置を講ずるものである。

具体的には、上記法律の附則及び衆参両院の附帯決議において、災害からの復興の枠組み等について引き続き検討すべきとされたことから、中央防災会議の防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日決定）で法制上の措置が必要とされた事項を中心として、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、政府の復興対策本部や復興基本方針、都道府県復興方針や市町村の復興計画などについて、あらかじめ法制化を図るものである。

これまでの大規模災害に対する復興の枠組みは、発災後にその都度、特別法の制定により対応してきたが、本法によって、個別の特別法の制定を待たず迅速に閣議決定をもって、復興対策本部を設置し、復興基本方針を策定することが可能となる。

このような国の取組を受けて、地方公共団体においても、大規模災害からの復興に向け、早期に見通しを立てて、都道府県復興方針を策定し、市町村による復興計画を作成することが可能になるものと考えている。

また、本法では、復興計画に記載する復興整備事業についての許認可等の一括処理などの特例、災害復旧事業等の国等による代行制度などを設けており、これにより、地方公共団体の事務負担の軽減にも寄与するものとしている。

このように、この法律により、大規模災害が発生した場合において、国及び地方公共団体を通じて、これまでよりも円滑かつ迅速な復興への取組が期待されるものである。

## 第二 法の主な内容

### 1. 基本理念（法第3条関係）

復興には、災害による被害を前提としつつ、地域や地区に根付いた取組が必要であることから、地域住民の意向を尊重し、市町村が主体的に取り組むとともに、都道府県が広域的な方針を示し、国が各種支援措置を講ずる等適切な役割分担の下、基盤となるインフラ等の整備とあわせて、被災者の生活再建、地域経済の復興が一体となって図られなければならない。

この法律では、このような共通の認識をもって、国及び地方公共団体の施策が円滑かつ迅速になされるよう、大規模な災害からの復興に当たって、基本となる理念を定めることとした。

### 2. 復興対策本部及び復興基本方針等

#### (1) 復興対策本部の設置（法第4条から第7条まで関係）

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害からの復興のためには、国の各省庁だけではなく、地方公共団体を含めて、施策が面的な広がりをもって一体的に行われるよう調整を図り、的確かつ迅速に実施することが必要である。

このため、特定大規模災害（災害対策基本法による緊急災害対策本部が設置された災害をいう。）が発生した場合に、内閣総理大臣は、閣議にかけて、復興基本方針の案の作成、関係行政機関及び地方公共団体の施策の総合調整などを所掌する復興対策本部及び当該本部の事務の一部を行う復興現地対策本部を設置できることとした。

また、被災した地方公共団体の意向や有識者の意見を反映させるため、諮問に応じて復興に関する重要事項の調査審議等を行うものとして、復興対策本部に係る地方公共団体の長等から内閣総理大臣が任命する者を構成員とする復興対策

委員会を置くこととし、復興基本方針の案を作成する際には、当該委員会の意見を聴かなければならないこととした。

#### (2) 復興基本方針の策定（法第8条関係）

政府は、特定大規模災害が発生した場合において、復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、基本理念にのっとり、復興の意義及び目標、政府が実施すべき施策、被災地域における人口の現状及び将来の見通しや土地利用の基本的方向、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保などについて定める復興基本方針を閣議決定しなければならないこととした。

当該方針は、地方公共団体が早期に復興の見通しを立てられるよう、速やかに策定されるべきものであり、これに即して、都道府県復興方針及び市町村の復興計画は作成されることとなる。

また、関係機関による施策の進捗や復興段階に応じた課題の変化などに的確に対応するため、情勢の推移により必要が生じた場合、当該方針を変更しなければならないこととした。

#### (3) 都道府県復興方針の策定（法第9条関係）

特定大規模災害による被害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針（都道府県復興方針）を定めることができることとした。

この方針には、都道府県の判断により、復興の目標、当該都道府県が実施すべき施策、当該都道府県における人口の現状及び将来の見通しや土地利用の基本的方向などを定めることとしており、これに即して、当該都道府県内の市町村の復興計画は作成されることとなる。

また、国、都道府県及び市町村間や隣接する都道府県間で整合性の取れた施策が講じられるよう、この方針に当該都道府県内の市町村など他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、あらかじめ、その長の意見を聴くこととし、方針を定めたときは、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、内閣総理大臣に報告しなければならないこととした。

### 3. 復興計画等における特別の措置

#### (1) 復興計画の作成（法第10条及び第11条関係）

特定大規模災害によって、土地利用の状況が相当程度変化した地域や、その影響により多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など一定の要件に該当する地域をその区域とする市町村は、復興基本方針及び都道府県復興方針に即して、単独で又は都道府県と共同して、復興計画を作成できることとした。

復興計画は、市町村における復興に当たってのマスタープランとして機能すべきものであり、市街地から農地までの一体的な整備や集落単位での集団移転など被災地域の実態に即した事業を一つの計画の下で展開し、地域全般の復興を円滑かつ迅速に進めるためのものである。

当該計画には、その区域、目標、当該市町村における人口の現状及び将来見通し、土地利用に関する基本方針、市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業（復興整備事業）並びに地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務などを記載することとしている。

復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならないこととし、また、復興計画及びその実施に関して協議するため、市町村長と都道府県知事のほか、必要と認める者を構成員とする復興協議会を組織できることとした。

## （２）復興計画等における特別の措置（法第 12 条から第 41 条まで関係）

### ① 土地利用に係る許認可等の一括処理

被災した地方公共団体の事務負担の軽減及び手続の迅速化に資するよう、復興協議会での協議・同意等を経た復興計画の公表をもって、当該計画に記載された土地利用基本計画の変更等や復興整備事業に係る許認可等があったものとみなし、複数の個別法による手続を一括で処理できることとした。

### ② 復興整備事業に係る許認可等の特例

被災地域の住民の生活再建などのために、市街化調整区域や安全が確保できる高台等における住宅整備などが可能となるよう、復興計画に記載された復興整備事業について、開発許可や農地転用の許可に係る要件を緩和する等の特例を設けることとした。

### ③ 復興一体事業

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域などにおいて、土地利用の再編を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、復興整備事業として、土地区画整理事業及び農用地の保全又は利用上必要な施設の新築等を一体的に施行する復興一体事業を設けることとした。

### ④ 復興計画の実施に係る特別の措置

復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を確保するため、市町村が事業の実施区域における建築物の建築等の情報を把握し、必要に応じて勧告等を行うことができる届出対象区域の制度を設けることとした。

また、被災地域において、土地所有者等の所在が不明となり、その同意が得られない場合でも、復興計画の作成や復興整備事業の実施等のために測量や地質の調査等ができるよう、必要な限度において、市町村等による土地への立入りや障害物の伐除等を可能にする等の措置を講ずることとした。

### ⑤ 一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画

特定大規模災害による被災区域において、道路等の公共施設にあわせて、住宅施設、事務所・事業所等の業務施設及び教育・医療・官公庁・購買施設等の公益的施設を一体的に整備し、地域住民の生活及び地域経済の再建のた

めの拠点となる市街地を形成できるよう、一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けることとした。

#### 4. 災害復旧事業等に係る国等による代行

##### (1) 都市計画の決定又は変更の代行（法第 42 条関係）

大規模災害が発生した場合、被災した地方公共団体においては、行政機能の低下や専門的な知識・経験を有する職員の不足などによって、復興のために必要となる都市計画の決定等所要の措置を自ら速やかに講ずることが困難となることも想定される。

このため、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害（特定大規模災害等）による被害を受けた都道府県や市町村は、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について、国や都道府県による代行を要請できることとした。

また、要請を受けた国や都道府県は、要請した地方公共団体における都市計画に係る事務の実施体制など地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとした。

##### (2) 災害復旧事業等に係る工事の国等による代行（法第 43 条から第 52 条まで関係）

東日本大震災では、被災による行政機能の低下等によって、自ら災害復旧事業等を実施することが困難な地方公共団体が発生したため、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」が制定され、海岸保全施設の災害復旧事業などの国等による代行がなされたところである。

こうした事態は、今後発生が懸念される大規模災害でも想定されるため、特定大規模災害等による被害を受けた地方公共団体等は、漁港、砂防、港湾、道路、海岸保全施設、河川などの災害復旧事業等に係る工事について、国や都道府県に代行を要請できることとした。

また、要請を受けた国や都道府県は、要請した地方公共団体等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとした。

#### 5. その他

##### (1) 職員の派遣の要請等（法第 53 条から第 56 条まで関係）

特定大規模災害による被害を受けた地方公共団体では、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足することも懸念される。このため、国に対して、職員の派遣を要請できることとし、また、内閣総理大臣や都道府県知

事に対して、国や他の地方公共団体からの職員派遣をあっせんするよう求めることができることとした。

また、要請等を受けた国及び地方公共団体は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、職員を派遣するよう努めることとしている。

## (2) 財政上の措置等（法第 57 条関係）

特定大規模災害からの復興に当たって必要となる具体的な財政上の措置等については、個別の災害規模や被害状況、国及び地方公共団体の財政状況、財源確保のための発災時の国民全体の負担、被災地域の主要産業等を踏まえる必要があるため、この法律では、国は、特定大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずべき旨規定することとした。

なお、当該規定は、法制上の措置がなされなければ、財政上の措置がなされないという趣旨のものではない。

## 6. 施行期日等

### (1) 施行期日（附則第 1 条関係）

この法律の施行期日は、原則、公布の日（平成 25 年 6 月 21 日）としているが、上記第二 3 から 5（1）までに係る規定（法第 3 章、第 53 条から第 56 条まで及び第 5 章並びに附則第 5 条から第 11 条までの規定）については、政省令を作成し、関係機関に周知する等の準備が必要なことから、公布の日から起算して 2 ヶ月以内において政令で定める日から施行することとした。

### (2) 経過措置（附則第 2 条関係）

東日本大震災からの復興については、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）や東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）などの特別法による措置が講じられており、この法律は、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、復興のための基本的な枠組み等を定めているものである。

このため、この法律の規定は、その措置の内容を法律案として閣議決定した平成 25 年 4 月 12 日以後に発生した災害について適用することとし、東日本大震災は対象としていない。

以 上